

第十二回国会
衆議院

通商産業委員会大蔵委員会連合審査会議録第三号

昭和二十六年十二月七日(金曜日)

午後一時五十六分開議
出席委員

通商産業委員会

委員長 小金 義昭君
理事 中村 幸八君

今泉 貞雄君
齋谷雄太郎君
中村 純一君
石井 繁九君

小川 平二君
永井 要造君
南 好雄君
風早八十二君

大蔵委員会

理事 小山 長規君 理事 内藤 友明君
大上 司君 清水 逸平君

三宅 則義君 星田田村 正門君
松尾トシ子君 八百板 正君
高田 富之君 深澤 義守君

委員外の出席者

大蔵事務官(主税局税制課長) 泉 美之松君
通商産業事務官(通商企業局長) 石原 武夫君

通商産業事務官(通商企業局長) 堀本 敏夫君
通商産業事務官(通商企業局長) 松尾 金蔵君

通商産業事務官(通商企業局長) 阿部 久一君
通商産業事務官(通商企業局長) 白川 清君

通商産業事務官(通商企業局長) 谷崎 明君
通商産業事務官(通商企業局長) 樺木 文也君

通商産業事務官(通商企業局長) 黒田 久大君
通商産業事務官(通商企業局長) 黒田 久大君

通商産業事務官(通商企業局長) 黒田 久大君
通商産業事務官(通商企業局長) 黒田 久大君

通商産業事務官(通商企業局長) 黒田 久大君
通商産業事務官(通商企業局長) 黒田 久大君

通商産業事務官(通商企業局長) 黒田 久大君
通商産業事務官(通商企業局長) 黒田 久大君

通商産業事務官(通商企業局長) 黒田 久大君
通商産業事務官(通商企業局長) 黒田 久大君

本日の会議に付した事件
企業合理化促進法案(小金義昭君外
三十四名提出、衆法第七号)

○小金委員 たいまいより通商産業
委員会、大蔵委員会連合審査会を開会
いたします。

本日は法案所管の委員会である通商
産業委員会の委員長たる私が本連合審
査会の委員長職務を行います。右御
了承を願うておきます。

本日は企業合理化促進法案を議題と
いたします。本法案は御承知の通りさ
きの国会、すなわち十一月三十日に閉
会中継続審査案件として院議により正
式に決定いたしましたものであります。そ
れでは通告の順に従つてこれより質疑
に入ります。三宅則義君。

○三宅則義委員 私は前国会におきま
して質疑をさせていただいたのでござ
います。継続審査になりましたので、さ
らにお尋ねをしておきたいと思
うのでございます。

この提案者は、もちろん通商産業
並びに各党の代表者がおなりになつて
おるわけでありまして、企業合理化促
進法案、こういう名目であります。が、
実際上は租税特別措置法であるという
ふうに私は考へるものであります。な
ぜにこういふような名前を使われたか
、企業合理化促進法案という根本の
趣旨を提案者から承りたいと思いま
す。

○中村純義委員 お尋ねごつとも
思ふのであります。本法律案立案の
経過からいたしまして、企業合理化

促進といふことを目標といたしまして
各種の案を練つて参つたのでございま
す。ところで今お尋ねのごとき、この
租税関係の特別措置が本法案の重要な
内容をなしておるのでございませうけ
れども、これは私どもの当初からの構
想から申しますならば、企業合理化促
進のための一つの有力なる方法として
かようなことを考へて参つた次第でござ
いまして、なお法案全部を通覧して
ごらんをいただければ御了解願えるかと
思ふのでございませう。そのほかにも
産業関連施設の整備あるいは特殊の試
験研究に対する補助金の交付とかいつ
たような、相当重要な内容も含まれて
おるわけでありませう。さういふ趣旨、
またさういふ立案の経過からいたしま
して、そのような内容を盛り込んだ法律案
が生れて来たわけでありませう。何とぞ
さういふ意味において御了承をお願い
いたしたいと思ひます。

○三宅則義委員 私どもの観点からい
たしますならば、今提案者の中村代
議士からお話があつたのであります。が、
こういうような問題は、人をあや
またしめる、あやまたせなくても、あ
る意味におきまして実態と合つていな
い、これは事実である。でありますか
ら、企業合理化促進法といふよりもな
らば、租税面ももちろんあります。さ
ういふことが根本趣旨であらうと思ふ。
これは八〇%ないし九〇%も租税特別
措置といふことになるわけではございま
すからして、むしろ英断をもつて名前

をおかえになつたらどうか、かように
思ひますが、いかがでありますよう
か、承りたいと思ひます。

○中村純義委員 法案の名前につきま
しては、いろいろ御意見もあることと
は思ひます。しかし先ほど申しました
ように、この法律の目的が企業合理化
を促進するといふことでスタートいた
して参りました。またその有力なる一
手段として、ただいまのような租税関
係の措置を考へて参りました。かよう
な経緯からいたしまして、かような法
律の名前を付して参つております。何
とぞその立案の経緯並びに趣旨からい
たしまして、御了承をいただきたいと
思ひます。

○三宅則義委員 それでは私は通産省
にちよつとお伺ひしたいのです。この
問題につきまして通産大臣がもちろん
大蔵大臣と同様に監督せられることと
思ひますが、こういうことによりまし
て産業の合理化あるいは企業の発達に
どのくらい貢献するか、たとえて申す
ならば、租税面においてはどのくら
い、あるいは技術面においてはどのくら
い、こういうような計算があるもの
でしょうか、ないものでしょうか。も
しありましたらばどういふ輕微内容
で、どういふ発達ができるか、こうい
う線をお示し願ひたい。

○石原説明員 お答えいたします。た
だいま御質問のありましたうちの一つ
の、税の關係につきまして、どのくら
い税が輕減になるかという点につきま
しては、この前の委員会ときに大蔵

省主税局長から大体十億ないし十五億
という御答弁があつたのであります
が、一応われ／＼の方といたしまして
も二十七年といたしましてはこの程
度のものであらうと推定をいたしてお
るわけではございませう。従つて償却が
え、内部蓄積としてふえる分といいた
しましては、一応その程度の金額になる
だらうと考へております。しかしその
他の關係で、たとえば試験研究の点に
つきまして補助金を出すとか、あるいは
は特別の試験研究につきましての短期
償却を認めるという規定がございませ
う、この規定が実施せられまして、ど
れだけの具体的な成果が上るかとい
うことにつきましては、的確な数字をお
げてここで御答弁いたしかねるのであ
ります。これは今までの試験研究の發達
も出して、できるだけ試験研究の發達
に資してまいりますので、特にこの措置
によつてどれだけということは、事の
性質からいいますと、はつきりしたこ
とを御答弁いたしかねます。企業の合
理化全般につきましては、いろいろな
面によつて合理化を行いますので、こ
の措置だけでどの程度になるかとい
うことは、これもまた御説明をいたしか
ねるのであります。が、今までのどの程
度の企業の合理化が行われて来たかとい
う点につきましては、なか／＼実情を
つかむことが困難でございませうが、わ
れわれの手元で一応現在まで判明して
おる点につきましては、別に企業の合
理化の資料をいたしましてお手元に差
上げておるわけではございまして、詳し

くはこれによつてごらん願ひたいと思ひます。各原単位が非常に改善せられて来ておる点でありますとか、生産性がどの程度に上つて来ておるかという点につきまして、一応終戦以来現在までと戦前と比較いたしまして、どの程度向上しておるかという点はそれによつてごらん願ひたいと思ひます。今後の合理化の問題につきましては、資金的な措置の問題もござりますが、今後の輸出の状況とかいうような、いろいろの問題とも関連をいたしますので、的確な答えはいたしかねますが、それぞれ各業種によつて合理化を逐次推進して参つておりますので、そのような点と相まつて相当な成績を収めるだらうと思ひます。

○三宅(則)委員 試験研究のお話でございますが、われ／＼は試験研究所というような国家的な事業につきましては、援助すべきが当然であると思ひのであります。その例をいたしまして、ことに瀬戸市の試験所は日本の陶磁器の試験研究の一大権威である、かように考へております。ただいま行政整理等によつてそれが廃止になるといふうわさがあるのです。特に日本の国でござますところの原料であり、また整備をいたしております瀬戸市におきましての陶磁器試験所というふうなものは、廃止するよりもむしろ拡張すべきである、かように思つておりますが、通産省ではどういふふうにお考えでありますか、ひとつ承りたいと思ひます。

○石原説明員 私から御答弁を申し上げるのには適当でないと思ひますが、きようは政務次官がお見えになりませんので、便宜私からお答え申し上げたいと思ひます。今お話がございました試験

所の整理というふうな問題につきましては、御承知の通りの行政整理の關係から、ある程度一般的に人数も減少するといふような問題とも相からみます。また各所にごさいます陶磁器試験所につきましても、京都にもございますし、瀬戸にもございますが、それらの効果をもちと上げる意味におきまして、ある程度の統合というふうなことは現在通産省で研究中でございます。ただ従来の、たとえば瀬戸市にごさいました陶磁器試験所の陶磁器の試験研究というふうなことをやめるという意味ではございせんので、陶磁器につきましては京都にもございますし、瀬戸にもあるわけですが、その辺をあるいは一箇所に統合して、できるだけ重点的によつた方が効果が上りはしないかというふうな方向で研究をいたしておる段階でございます。

○三宅(則)委員 ただいま通産省の局長から、大蔵省のこの前の答弁は租税の措置に關しまして十億ないし十五億という答弁であつたという御説明がございしましたが、その後大蔵省の方におきまして、主税局長並びに税制課長等が御調査をなさいますとして、どういふ結果になつたか、この際課長から伺いたしたいと思います。

○泉説明員 企業合理化促進法の関係でどの程度の税の軽減を行うかといふことにつきましては、さきに私どもの主税局長から十億ないし十五億と御答弁を申し上げたのでございます。その後いろいろ適用すべき業種及び機械等の種類につきまして検討いたしておるものであります。この前もお話があつたと思ひますが、明年度の租税及び印紙収入をどの程度に見積るかというこ

とはまだなか／＼本ざまりになりません。その点にとらみ合せつて、各方面より／＼検討し合つて研究をいたしておりますが、依然として十億ないし十五億という数字以外に申し上げるほどの段階にまだ立ち至つておらないのでございます。しかし検討を續けておりますので、今年中にはその数字はつきりするようになるのではないかと考へておる次第であります。

○三宅(則)委員 ただいま泉課長から御答弁がございましたが、われ／＼はこ

ういふような重大法案を審議するにあたりましては、当然予算、決算ももちろん考慮に入れなければならぬと考へておりますので、至急来年度の予算原案をつくられることと思ひますが、その際にはひとつ検討を加えまして、大体このぐらゐになるだらうといふことがもう少しはつきりするようによつて、本委員会もしくは大蔵委員会に御発表になつてしまふべきかと思ひますので、そのような御用意を願ひたい、かように望んでおきます。

ついでに申し上げますが、これは議員立法でありますから大蔵省は知らぬといへば知らぬわけでありますが、むしろ事前に相当交渉があつたと私は思ふのですが、実際はどんなものですか、審議の過程として承りたいと思ひます。

いい影響を及ぼすと認められるような工作機械の製造業等、特定のものに限り適用するといふ趣旨で立案をし、その内容としては、すでに御承知の通り、初年度の五割償却と試験研究費について三年間の特別償却といふことで案ができておるわけでございますが、具体的にそれではどの業種のどの機械に適用したならば減収額は幾らになるかといふことは、明年度におけるそのいつた機械の生産及び輸入の計画等にもらみ合せなければならぬと考へし、またどの業種に最も重点的に合理化をはかつて行くべきかという点も種々検討しなければならぬものがござい

ます。片一方におきましては、明年度の租税、印紙収入をどの程度にするか、所得税の減税を引續いて実施しつづ、租税、印紙収入の歳入をどの程度に押さへるべきかといふことが、経済界に於ける／＼変動しておる状況にありま

すので、なか／＼目途をつけるのに困難を感じて日夜作業を續けておるような現状なのでございます。お話の通り成立過程において／＼お話がござい

ましたし、また本法案提出後各省からいふ／＼要求が出ておりますが、各省の要求全部を合せますと非常に膨大になりますので、それを全部認めるわけには行かないと思ひます。しかしそのうちのどれを切り、どれを入れるかといふことはいろいろ／＼折衝を要する困難な問題がございますので、それらの検討をいたしました上、いづれ御報告を申し上げます。

○三宅(則)委員 今大蔵省側の御意見を承りましたが、これもちよつと中村純一提案者に伺つたわけでありま

すが、鉄鋼業もしくは石炭、工作機械は日本の産業の中心でありますし、原動力である。これには私どもは承認を与えておるわけですから、そこで漠然とこ

う根本の趣旨は御決定になつたと思ひますが、その内容はどういふ機械かといふことについて、もちろん通産省の局長とも御相談になつたと思ひますので、その鉄鋼業、石炭、工作機械等の品名もしくはその内容等についてもう少し詳しく伺ひたいと思ひます。

○石原説明員 ただいまのお尋ねのうち、いかなる業種を取上げるべきかといふことは、先ほど大蔵省から御答

特に大企業だけにこの特典を認めるとか、中小企業を排除するという意思は毛頭ないわけでありませう。ただお話のように、六条の対象になりますのは基礎的な重要産業ということに相なりませう。

す。その結果、かような業種に属してゐる企業は割合規模の大きいものが多いのじやないかということになれば、私もさやうに相なると思ひます。法律の趣旨としては、大中小を問はず適用する、その業種に属し、それらの近代的な設備を持ちさえすれば一律に適用して行く、かやうな趣旨でござい

ます。

○三宅(則)委員 この前首藤通彦政務次官がいましたときにちよつとお伺ひいたしました、今度は提案者にお伺ひしたい。中小企業というものはむしろ金融ということが一番問題でありまして、これを救済するには金融面を先

に考えて、しかる後にこれをやつた方がいいと思いますが、提案者はどう考えておられますか。

○中村純委員　この中小企業対策一般ということになりますと、私のたがいまの立場で御答弁を申し上げる資格もないのでございますが、個人的に考えますれば、むしろお話のごとく、この中小企業は金融面に対する対策が一番の重要な問題であると思うのでございます。これにつきましては、われわれ

れ通商委員といたしましては、今日き
で委員会におきましても、機会あるご
とに政府にただし、また政府を督促し
て参つておるのでございます。各種の
中小企業金融をできるだけ円滑にする

手段方法は、われ／＼議員といたしましても講じて参つたつもりでおるのであります、現に前国会におきましては

過を見ました商工中金法の改正とか、あるいは信用保険制度の改正とかに關する法律案のごときも、中小企業金融の円滑化をはかることを目的として私ども協力をいたして参つたわけでありま。お示しのごとく、中小企業に關しては金融救済ということが最も大きな問題でございます。私どもも、今後ともその点につきましては、皆様方と相ともに政府を奮勵して努力をして行きたいと考えております。

○三宅(則)委員 石原局長にお話を承りたいと思ひます。この中小企業に關しまして、この前通産政務次官から簡単に御答弁があつたわけでありま。が、實際面としては、地方公共団体がこの法律に基いて申請をいたして、こういう中小企業に対しては診断を行つて何とか金を貸してやるとか、補助してやりたいとかいうようなことになりま。しようが、事務当局として、その辺をどういう経過によつて中小企業を救済せんとするか、いわゆる十二条とか、十三条とかに書いてあること等については、どういう経過もしくはやり方によつてこれをやつて行こうという御趣旨でありま。しようか。

○松尾説明員 先ほどお話しのごさしたように、中小企業対策としては、当面金融の問題が最も逼迫してゐることはまさにその通りであります。同時にまた今回のこの法案の中にうたわれておりますように、企業診断その他によりまして企業自体が合理化されま。して、その結果によつて金融を受け得るような態勢に中小企業自体を持つて行くことが必要なのであります。その両方の対策は、一応並行的にやつて行かなければならないというふうに行

どもは原則的には考えております。企業診断の制度につきましては、今お話しのごさしましたように、各地方公共団体のこの実施に重要な役割をいたしてゐるわけでありま。が、企業診断と金融とをただちに結びつけてどうしようということには必ずしも行かない場合があるのではありません。しかし企業診断の結果によつて企業の合理化ができ、企業が金融を受け得るような態勢になれば、当然に金融もつきやすくなる、そういうところによつてまた企業診断の大きなねらいがあるわけでありま。が、両方の対策は並行的に行かなければならぬというふうに行つております。

○三宅(則)委員 企業診断につきま。して専門的なお話があつたのであります。これを私が言ひますと、民間です。か、公認会計士とかいうものに委嘱することになりま。が、公共団体であります。と、県庁もしくは市役所等の何か産業係とか、そういうふうなものがあるのではありませんか、それとも民間の有力な人に依頼をしてこの企業診断をしてもらふのでありま。しようか。どういうふうに行ふのでありま。しようか。

○松尾説明員 現在やつております状況から申しましても、企業診断の實際の専門的なことは、必ずしも地方公共団体の職員だけでできるわけではございませ。ん。専門的な能力は、民間の權威者に多いような状態でありま。す。で、両方を合せてやつていただくようにしてゐるのであります。

しようが、むしろ國家といたしましては、経営診斷士というものをこしらえて能率をよく見てやる必要はないかと思ひます。そういう必要はないかどう。うか。委嘱してやるのが一番よろしいと思つております。が、私はむしろ、國家がそういうふうな産業自体を調査するならば、診斷士、監察士、あるいは経営士というふうなものをこしらえた方がなお合理化するのではないかと。思ひます。その辺はどう考へておりますか、承りたいと思ひます。

○松尾説明員 お話のように、企業診斷の、特に特殊な能力のある權威のある人を診斷士という形に制度化すること、は、理想としては確かに望ましいと思ひます。であります。が、御承知のやうに、企業診斷の制度そのものは、われわれの方の経験としては、もう長い経験を持つてゐるわけでもありませんし、こういうむづかしい診斷に十分なそれだけの能力を持つてゐる人というものは、実はそうたくさんは現状ではないのであります。むしろ中小企業庁で企業診斷を実施するに際しましては、同時に企業診斷委員を養成しながら企業診斷の實施をしつゝあるというやうな現状から申しましても、まだ登り坂の状態でありま。す。で、診斷士というやうな制度をいきなり制度化して、診斷士でなければ企業診斷の實施ができな。いというやうな形に持つて行くのは、現在では少し時期が早いのではないかと。むしろそういう意味の養成にもうしばらく努力して参りたい、こう考へて進んでゐるわけでありま。す。

○三宅(則)委員 それでは通産省の局長なり、あるいは大蔵省の局長からお聞きしたいわけでありま。が、試験研究といふことは先ほどお話しがあつたのであります。が、よほどこれは問題に。なるのです。相当利益がありま。しても、これは試験研究費だといつて経費に落ち場合もあるし、實際にかつてゐる場合もある。こういう点からいひま。す。と、この試験研究費等につきましては、相当よく研究し、調査をしなければ、必ずしも試験研究費として認めるわけに行かない。か。ように考へま。す。が、大蔵省もしくは通産省ではどういふふうにしてこれは認めておるか。たとへば利益があつた場合に、それを格下げするた。めに試験研究費をとるといふことが多。少民間にあると聞いております。が、政府はどう思つておりますか承りたい。

○石原説明員 ただいまのお話は、民間で試験研究費を適當に経費に落とすといふやうな意味のお話ですが、これは私もその実情は十分承知して。おりま。す。この辺は私からお答へいたしかねま。す。この法案の対象となつております試験研究費につきま。しては、一つは補助金を出す項目でござい。ますが、これは各民間からいろいろ申請をいたされま。して、省内で十分審査をいたしま。して、新しい補助金を出すに価値あるかどうかといふことを十分検討して。おります。で、補助金の対象になつて。おります。ものについては、さ。うな問題はないというふうな考へて。おります。それからまた試験研究の設備等につきま。しては、特別の短期償却を認める制度を四条に置いて。おります。が、これも大蔵省及び各その責任の主務大臣の間で、その試験等について計画を十分検討いたしま。して、承認をして、初めて本条の適用をすること

になつて。おります。これらのものにつ。きま。しては、御心配のやうな点はない。ように、十分慎重に検討して。やるとい。うふうな考へて。おります。

○三宅(則)委員 私はこの十四条を中。心に伺ひをするわけですが、研究所。に立ち入り、あるいは事業場あるいは營業所に立ち入つて云々と書いてあり。ます。この帳簿を調査するといふこと。になりま。す。と、相当何か権限を持ち。あるいは権限を持つておらなければならぬと思ひま。す。が、ただ職員と書いてあるが、どういふやうな職員でありま。すか、もう少し何とか資格のある職員でありま。しようか、それともほかの方。に依頼をした職員でありま。しようか、その辺を承りたいと思ひます。

○石原説明員 ただいま十四条に關し。ての御質問でござい。ますが、十四条はいろいろ各種の法律にあるのとはと。んど類似の規定がありま。すが、今お尋ねの臨検検査をいたす職員は、これに關連いたしま。す事務を担当して。おります。官庁の職員でござい。ます。これは特に資格はどうかといふことは別にきま。つて。おりま。せんけれども、課長でなければいかぬとか、か。やうなことはござい。ませ。んで、たとへば試験研究につ。きま。しては、試験研究の補助金を出す實際の事務に當つて。おります。担当官がこれに該當するといふことで、これは他の法律にもた。び。出て参りますが、共通にさ。うな解釈でござい。ます。

○内藤(隆)委員 委員長、恐縮です。が、私も大蔵委員は通産委員会に初。めてな。もので。す。から、どなたがお見えになつて。おられるのか、どういふお仕事をやつて。おられるのか、顔だけ見て。おつても。わから。ないです。どうかひと。つ。よくや

つて下さい。そして委員長は、委員が質問するときに、それはお前門達いじやないかというふうなことをおとしやらないで、ひとつ教えてやつていただきたいと思います。どうぞよろしく。

○小金委員長 今出席されている人は、大蔵省では泉税課課長、通産省では通商企業局長石原武夫君、中小企業庁の振興部長松尾金蔵君、中小企業庁指導第一課長阿部久一君、通産省通商企業局企業第一課長坂本敏夫君、工業技術庁通商技術官白川清君、食糧庁加工輸送課長井原裕君、以上であります。

○三宅(則)委員 ただいまの委員長のお話によりまして出席者がわかりました。工業技術庁はむしろ特許庁のようなものだと私は思うのですが、そういう重要な職務に携わっている方々もおいででございますから、本案につきまして相当研究をせられたと思うのでございますが、私は民間におりまして、日本の技術の発達には、特別に技術庁もしくは技術省を設けて日本の科学技術を振興せよということを言つたのであります。かような意味合いと関連をいまして、技術面につきましても御構想をちよつと簡単に述べさせていただきます。遅れております日本の基礎産業はもちろんのこと、科学技術が十年も二十年も三十年も遅れておると言われておりますが、これを取り入れるためにこの法案ができたと思いが、ちよつとそれから御説明を承りました。

○小金委員長 技官なんですから、ちよつとその質問は無理でしょう。

○三宅(則)委員 それでは次に申し上げます。十五年度の前期では三万円とか

二万円とかとなつておりますが、罰金はむしろ相当高い方がいいと思ひますけれども、これは法律のぐあいでは二万円とか三万円というふうになつていくのですか、どういうわけでしょう。

○石原説明員 これに罰則を設けておりますのは、お尋ねのように、十五年度、十四年度に關連して罰則があるわけでありまして、本法は合理化を促進しようという趣旨の法律でございます。特に重い罰則をもつて臨まないと、問題が起るといふ法律でもないと思ひますし、大体これに類似しております法案の前例になりましたのでこの罰則を設けたのであります。ただこの中には、先ほどからお話がありまして、税法の關係の規定がございまして、それらの違反の場合には、税法の關係の規定の適用があるようになつております。たとえば大条にいたしまして、細則はすべて租税特別措置法によるようになつておりますから、それらの違反といふことになりまして、それらの違反が十五年度の三万円以下といふこととなるわけはございせんので、それらの法律の適用がございせんので、それらのものについては前例等も考えまして、この程度でしかるべきだといふふうに考えております。

○三宅(則)委員 今度は泉大蔵省税制課長から承りますが、この前の国会で平田局長が御答弁になりましたが、私はこれに關連いたしまして申し上げるが、青色申告といふのは赤黒申告、白色申告といふのは多少情実のある申告、こういうふうに見るわけであらう。青色申告については、これは相当免除もいたし、あるいは軽減する

というところが通常であると私は思う。前々国会等において、青色申告は一律減税、こういうことを言つたのでありますが、平田主税局長のそのときのお答弁は、青色申告でありまして、白色申告でありまして、何ら差別はないから、同じようにいたしまして、引かない、こういう話でありまして、私が、私はむしろこういうことが、青色申告者はもちろんのことでありまして、白色申告者も同様にある程度まで軽減をするという根本趣旨を貫くことこそ、企業合理化の本旨であると思ひますが、課長は一体どう考えていますか、承りたいと思ひます。

○泉説明員 青色申告者につきまして、課税上何らかの特典を設けるといふことにつきましては、三宅委員御承知の通り、すでに所得税法及び法人税法におきまして、いろいろの特典を設けておるのであります。しかしながら、なおまだこの特典では不十分であつて、課税標準である所得が、青色申告すると正確に出るのだから、その所得から、たとえば一部とか何とかを引いて課税するようにと、こういうような御意見かと思ひます。この点につきましては、いろいろ御見解、御意見はありになるかとと思ひますが、ございませうが、やはり所得税及び法人税といふものは、きちつちりした所得が出ますれば、それに対して課税するのが当然のように考えられるのでございまして、所得は百万円あるけれども、まあ九十万円で決定するといふのは、どうも正しい行き方でないといふのは、この青色申告者に対しての特典では不十分だから、一層特典をふやすべ

きであるといふような御意見につきましては、十分拝聴いたしておりましたが、この前の国会におきまして、青色申告につきまして、たとえば退職手当積立金の損金算入を認めるとか、いろいろな特典を設けたのでございまして、来るべき通常国会に提案いたします所得税及び法人税法の改正におきまして、何らかの少くも特典を設けて、青色申告の制度が一層普及するように努めたい、かように考えております次第でございませう。

○三宅(則)委員 これに關連をいたしまして、今税制課長はまことにいい御答弁をしたわけでありまして、通常国会は十二月十日召集されます。ぜひ今の御趣旨は、この場限りでなく、十三通常国会におきまして、堂々と信念を吐露されて、今青色申告に對しては軽減並びに特典等を考慮しておるとおつしやいましたが、一般の法人税あるいは所得税の改正と並んで、特に留意せられて、われわれの満足の行くような法案を、ひとつ立案してもらいたい。われわれもこれに協力を惜しむものではございせん。

次にもう一つお伺いしておきますが、青色申告者は法人では大体今のところ、私の計算では、四八%ないし五〇%が青色申告になつておるはずであります。ところが個人の方はずかに二%か三%、あとは全部白色申告といふことになつておるわけですか。この場合聞くのはどうかと思ひますが、関連いたしますから申し上げますと、もう少し青色申告が法人並にふえることが当然だと思ひますが、ふえない原因はどうかと申し上げますと、あまりにも規

則がやかましい、また白色よりも青色申告の方が所得が多くなるという点じやないかと思ひますが、この構想を政府は持つておりますかどうか。

○泉説明員 先ほど私が申し上げましたのは、三宅委員のおつしやるように、青色申告につきましては所得がきつちり出たら一割くらいつけてやれという意味においての特典を設けるということをお願いしたのでございませう。おき願ひたいと思ひます。

なおお話のように、青色申告は法人につきましては、約七〇%が青色申告になつております。個人につきましては、二十五年におきましては事業所得者の七%程度が青色申告であります。本年におきましては減税等の關係もあらうかと思ひますが、若干減る見込みでございませう。これはいろいろの原因があるかと思ひますが、一つにはやはり個人の企業は法人と違ひまして、従来あまり帳簿をつけておらないのが実情であります。法人となりますと、やはり株主もおることございまして、相当の従業員をかかえておることでありまして、帳簿組織が一応できておりますので、青色申告をするのがその困難でない。従つて相当数の者が青色申告を提出することになつておるのでございませうが、個人の場合でございまして、従来どうも帳簿の記載ができておりませんでした。一筆に青色申告の制度をしきまして、なか、帳簿をつける習慣が育たない。そのためにまだ、普及しておらないといふ事情もあらうかと思ひます。しかしこの点につきまして、中小企業庁な

が、本年におきましては減税等の關係もあらうかと思ひますが、若干減る見込みでございませう。これはいろいろの原因があるかと思ひますが、一つにはやはり個人の企業は法人と違ひまして、従来あまり帳簿をつけておらないのが実情であります。法人となりますと、やはり株主もおることございまして、相当の従業員をかかえておることでありまして、帳簿組織が一応できておりますので、青色申告をするのがその困難でない。従つて相当数の者が青色申告を提出することになつておるのでございませうが、個人の場合でございまして、従来どうも帳簿の記載ができておりませんでした。一筆に青色申告の制度をしきまして、なか、帳簿をつける習慣が育たない。そのためにまだ、普及しておらないといふ事情もあらうかと思ひます。しかしこの点につきまして、中小企業庁な

が、本年におきましては減税等の關係もあらうかと思ひますが、若干減る見込みでございませう。これはいろいろの原因があるかと思ひますが、一つにはやはり個人の企業は法人と違ひまして、従来あまり帳簿をつけておらないのが実情であります。法人となりますと、やはり株主もおることございまして、相当の従業員をかかえておることでありまして、帳簿組織が一応できておりますので、青色申告をするのがその困難でない。従つて相当数の者が青色申告を提出することになつておるのでございませうが、個人の場合でございまして、従来どうも帳簿の記載ができておりませんでした。一筆に青色申告の制度をしきまして、なか、帳簿をつける習慣が育たない。そのためにまだ、普及しておらないといふ事情もあらうかと思ひます。しかしこの点につきまして、中小企業庁な

が、本年におきましては減税等の關係もあらうかと思ひますが、若干減る見込みでございませう。これはいろいろの原因があるかと思ひますが、一つにはやはり個人の企業は法人と違ひまして、従来あまり帳簿をつけておらないのが実情であります。法人となりますと、やはり株主もおることございまして、相当の従業員をかかえておることでありまして、帳簿組織が一応できておりますので、青色申告をするのがその困難でない。従つて相当数の者が青色申告を提出することになつておるのでございませうが、個人の場合でございまして、従来どうも帳簿の記載ができておりませんでした。一筆に青色申告の制度をしきまして、なか、帳簿をつける習慣が育たない。そのためにまだ、普及しておらないといふ事情もあらうかと思ひます。しかしこの点につきまして、中小企業庁な

が、本年におきましては減税等の關係もあらうかと思ひますが、若干減る見込みでございませう。これはいろいろの原因があるかと思ひますが、一つにはやはり個人の企業は法人と違ひまして、従来あまり帳簿をつけておらないのが実情であります。法人となりますと、やはり株主もおることございまして、相当の従業員をかかえておることでありまして、帳簿組織が一応できておりますので、青色申告をするのがその困難でない。従つて相当数の者が青色申告を提出することになつておるのでございませうが、個人の場合でございまして、従来どうも帳簿の記載ができておりませんでした。一筆に青色申告の制度をしきまして、なか、帳簿をつける習慣が育たない。そのためにまだ、普及しておらないといふ事情もあらうかと思ひます。しかしこの点につきまして、中小企業庁な

どの方の御努力もお願ひいたしましたして、帳簿をつけることの普及をはかるという意味におきまして、いろいろ御努力をお願いいたします。またわれ／＼としまして、できるだけ帳簿をつけていただくようにお願いしておるのでございます。もう一つは、やはり現在要求しております、青色申告を提出する前提となりまして帳簿の記載が、業種、業態を一応通じまして全部一律にこういうことを記載するようにと規定しておりますために、とかくあの規則を見ただけで、非常に煩雑なように感ぜられまして、青色申告をするため帳簿の記載をやらぬというお方がおありになるかと思ひます。これはしかし実際記載いたしましたので、そのようにむずかしいものではないのでございまして、いろいろお話し上げると、それだけのことを記載すればいいのだからというお話しがあるような次第でございます。しかしなお業種、業態によりましては、あの要求しておる帳簿組織では、まだ記載に非常に困難を感じるといふような御意見もございまして、こういう点は、われ／＼といたしまして、十分御参考にいたしまして、できればもつとあの帳簿様式を簡易な、つけやすいものにするように、もう一度再検討いたしたい、かように考えておるのでございます。

それからもう一つの原因は、先ほど来お話がありましたように、青色申告をしてみると、どうも所得が正直に現われて、青色申告をしない人よりも、たくさん税を納めなければならぬというやうな事情がある。この点につきましては、先ほど来お話があるわけでございますが、やはり所得が出ればその所得に対して課税するのが正當なやり方であるかと思ふのでありまして、青色申告をしない人の所得が、実際の所得をつかんでいないというやうな状況の方が、かえつて青色申告を提出することを妨げるというやうな状況にあると考えますので、青色申告をしない人の所得を正確に把握するという方向に努力を向けて行き、さらに課税標準の軽減以外に各種の特典を与えて行くというふうなことを考へて行くべきものと存じます。

○三宅(則)委員 あまり長くなりますが、この程度にいたしますが、提案者にお聞きいたします。企業合理化促進法案は、非常に美名であります。内容は先ほどお話しがありましたように、基礎産業の鉄鋼業、石炭、工作機械、こういうふうになるわけでありまして、私は与党であります。これらの名前に修正をしようとして、これらの名前に修正した方が、国民に対して忠実である。私は思ふのであります。こういうふうには認めない、こういうことは立法といはしまして非常に不分明であると私は思ふのであります。提案者におきまして、ぜひもう一ぺん考え直して、ある程度まで字句の修正あるいは内容の修正等もなさるべきものであると信ずるわけですか。たとえばその名前において、租税特別措置法というふうな直し、内容の面におきまして多少修正する方がよろしかろうと私も思ふわけですが、提案者といはしまして、ひとつ信念のほどを承り、またわれわれも後日質問の機会を得たいと考へます。

○中村(純)委員 だん／＼おしかりを受けて恐縮なんです。もと／＼この法案は、そのときの情勢によりまして、直すべき点がございますれば、当然修正を考へて行かなければならぬものと思ふのでございまして。しかしながらたゞいまの段階におきましては、適用案項によりまして幅の大小が出て来ます。その点がいろいろ御疑問の点と思ふのであります。ただいまのところといたしましては、立法技術上、どうもこういうかっこうにならざるを得ぬのでございまして。のみならず、この租税関係の規定いたしましたところの条文を適用したる場合としても、重要な基礎産業といふことの概念といはしましては、さう考へておるのでございまして、その具体的な内容といはしましては、財政の許す限り、できるだけ幅広く、この法律そのものといはしまして、私もとしてはさうにいたして行きたい、かように考へておる次第でございまして、将来の問題につきましては、もとよりそのときの情勢に応じて、必要なる修正を加えて行くといふことにつきましては、やぶさかでないものでございまして。

○三宅(則)委員 今の提案者の御趣旨もわれ／＼の趣旨も大体同じなもので、別に反対じやないのです。ただこの法律をつくるときに、羊頭を掲げて狗肉を売るというわけではございませぬけれども、ややともいたしまして、大企業のみというやうに誤解を受けることは、立法者といはしましてあまりおもしろくない、これが私の意見でございます。まして、おそらく他の大蔵委員も

そういうふうにお感じであらうと想像するのであります。財政が許すならばもつとやりたいといふことは、中村提案者と同じであります。しかし現段階におきましては、ちよつと行き過ぎであるから、御修正なりあるいはお直しになるなりなされた方がよろしかろう、こういう意見を申し上げたわけでありまして、その趣旨におきましては、まったく同感であります。現段階といたしましては、一応大蔵通産連合審査会でありまして、大蔵委員の希望をよく申し上げておきますから、もう一度考え直して再修正をお願いしたいと考へております。

○小金委員 八百板正君。○八百板委員 ただいま三宅委員から質疑が行われたのでありますが、私は今までのお話の中でもなおはつきりいたしてお話の目的につきまして、提案者にもう少しはつきりした御見解を承つておきたいと思ひます。すなわち第一条は本法の目的をうたつておるのであります。大体合理化といふのは、どういふものを提案者は考へておるのであるか。さらにまた原単位の改善の指導奨励、経済の自立達成といふことを申しておりますが、一体どのような角度から見ておられるのであるか、その根本的な認識について、まずお伺いをいたしたいと思ひます。

○中村(純)委員 企業の経営を合理化いたして行きます上から申しまして、これはあるいは私の個人的な意見になるかもしれませんが、提案者の一人として考へておきますところは、わが国の企業は、特に技術あるいは機械設備等の面におきまして、戦時中あるいは

戦争後の長い空白期間を通じて、国際的な水準から申しますと、はなはだ老朽化し、非能率的なものになつておるやに考へられるのでございまして。しかるところ、わが国がいよいよ独立をいたしました後におきましては、なおさら今日以上にわが国経済の自立達成といふことが特に緊急な問題になつて参る。その自立達成のためには、わが国の産業、企業の経営のレベルが、技術面、機械設備の面等におきまして国際的なレベルに達しなければ、どういふ今後の国際競争市場において、わが国経済の自立を達成して行くことは困難であらうと思はれるので、できるだけその目的を達成いたしますために、わが国産業の重要な局面に対して、国家としての直接間接の援助を与えて、できるだけ早い期間にこの立遅れた空白を取返して、わが国の産業をして国際的なレベルに達して行かせたい、かような考へ方をもちまして、この法律を立案いたしました次第でございます。

昭和二十六年十二月七日

きたいのでありますが、どういふ角度からその重要性をきめられたかはしはらく別として、重要と思われ産業に對して、その合理化を促進して行くために、これに對する奨励策が必要であるといふことは當然だと思ふのであります。そこでこの法律は、一つには特別に税金を軽減するといふ形でその促進をはかり、もう一つは補助金と申しますか、交付金と申しますか、そういうふうな形において奨励の契を上げようとしておるようでありまして、提案者はそのどちらを重く見ておるのですか。

○中村(純)委員 これはいづれを重く見るといふ差別は考えていないのでございまして、ものによりましては補助金を交付するといふ積極的な施策をとり、またものによりましては税金の軽減といふ消極的な方策をとつておるわけでございますが、お尋ねの点は補助金を交付してあります。これは現在もこういうことはやつておるのでございまして、これを法律化したしまして、その法律を根拠として、さらに今後財政の許す限り強化して行きたいという趣旨から、その点は立法化したいたわけでありまして、現在やつております実情等、もし御必要でありましたら、申し上げればあるいは御了解がさらに深まるのではないかと考えるのであります。

○八百板委員 それで大体具体的にどれだけ補助的なものを要求し、どれだけ税の面から軽減をはかつて行けばその目的を達成し得るというふうな、大体の数字的目標があるだろうと思ふのですが、それをひとつ各省別に出していただきまして、具体的ななところを

と申しますか、さらに若干の例をあげて御説明をいただきたいと思ふのであります。

○中村(純)委員 この補助金の点でございまして、これは昭和二十六年年度の予算といひましては、各省の内容を含めまして通産省予算に計上されておりますものが四億五千万円でございまして、その内容等は、また御必要がありまして、政府側から御答弁をいたします。それから税金の軽減がどれくらいになるだろうかといふことは、その適用するべき業種がまだ、先般来政府委員側から申し上げておりましたように、目下関係省間で折衝中でありまして、確定的な数字は申し上げがたいと思つて、十億ないし十五億円が二十七年年度において軽減されることになるのではないかと、ただいまのところこういう見通しでございます。

○八百板委員 二十七年年度の補助金はどれくらいですか。

○石原説明員 ただいまお話しございました補助金につきましては、四億五千万円といふのは二十六年年度でございますが、二十七年年度は、まだ御承知のように予算がきまつておりませんので、幾らになるかはつきりいたしておりません。

○八百板委員 幾らになるかわからないうちでも、どれだけあれば目的を達成し得ると考えておられるか、その点をひとつ……

○石原説明員 来年度予算につきましては、現在大蔵省と折衝いたしておりますが、合計で申しまして約九億ぐらゐの予算の要求をいたしておるわけでありまして、具体的ななところを

○八百板委員 それから条文についてちよつと伺つておきたいのですが、非常にはつきりしない点が多いのであります。たとえば第六条などにいたしまして、政令でこれをとり、これをとなし、といふような点で、そういうふうな不確定な条件を、どういふふうにしてだれがきめるか、その規定の仕方、基準、そういうふうな点が非常にはつきりしておらないのです。たとえば手続だけをきめるにいたしまして、実質的な規定にまで及んできめようとするのか、場合によると、やるもやらぬも一部の人の手によつてかつてに取扱われるといふことになるのですか、そういう点について、どういふ考へ方でおられますか、その点を御答弁願ひたいと思ひます。

○中村(純)委員 先ほど三宅委員からの同じような御質問で、ちよつとその点申し上げておいたと思ふのでありますが、これは各産業を所管いたします官庁は、大部分が通産省が所管をいたしておるわけでありまして、そのほか農林省あるいは建設省あるいは厚生省、いろいろと産業所管庁があるわけでありまして、そのそれぞれ産業所管庁におきまして、この種の企業に対して条項の適用をさせたいという考へ、意見が必ずあるわけでございますが、しかしながら一面適用を受けまするならば、当然これは税収に關連して参るわけでありまして、財政所管庁といひましては、これをどの辺にどうむべきかという財政上の見地からの意見があるわけでございます。ただいまその各産業所管庁と大蔵省との間において連日検討して結論を出すべくやつておるのでございまして、そこでこれらとの

關係の向きの意見が定まりましたところにおいてこの内容が決定をいたして参るわけでございますが、これが大体ものがきまつて行く筋道であるのであります。なお事務的の点等は政府委員から必要があれば御答弁いたします。

○八百板委員 適用の範囲とか、運用とか、ほとんど役人の判断にまかせられる結果になるだろうと思ひますが、そういうことになりまして、相当程度要領よく運動をやつた結果だとか、あるいは当該官吏のかつてな判断、そういうものが入る余地が非常に多くなつて、公正を期せられないのではなかつて、公正を期せられませんが、その点について、そういう弊害を除くような考へがどういふふうな形に払われておるか、その点を伺ひたい。

○中村(純)委員 それはただいま申し上げましたように、各産業所管庁と大蔵省との間においていろいろと研究するわけでございますが、むしろ各産業自体にいたしましていろいろと希望意見があるわけでございます。そういうものは当然この法律を運用せられる官庁にそれ、意見が出て来るはずであります。しかしてこれは結局は事務的な手続と申しますか、それを申しますと、次官會議にかけて、最後は閣議において政令をもつて定めることになつておるわけでございます。十分お示しの点等につきましては、政府部内においても実際の産業担当者の意見等も反映して最後の結論が出るか、かように考えておる次第であります。

○八百板委員 十分とおつしやつても、不十分であるのでお尋ねしておるのでありますが、先ほど三宅委員から

も質問もありましたように、この法律の体裁を一応見ますと、ほとんど全産業にわたつてこれらの措置が適用されるような形をとつておるわけでありまして、しかしながら予算の点から、あるいは提案者の今までの答弁等によりまして、きわめて少数の産業にだけそれらの措置がとられるといふことはほぼ明らかであります。といふことになりまして、非常に大きく看板は出しておいて、実際にやるのはわずかであるといふことになりまして、しかもそれをするもやらぬも当該官吏のかつてな判断によつてできる、代表の意見は十分聞かぬといふような程度であつては、当然そこには公正な運用は期待されないのでありまして、そういう点について公正な運用をするために、条文の上には、あるいはそれを審議する機関として、何か明瞭にそういう用意があつてしかるべきだと私は思ふのであります。が、そういう点についてどういふ考へを提案の過程において払われたかといふふうな点を、私はお尋ねしておるのであります。この点ももう少し明らかにしていただきたい。

○中村(純)委員 全産業に適用されるがごとくにしてしからずといふ言葉がございまして、たとえば補助金の支出、あるいは産業關係の關連施設の整備、中小企業の診断等の面におきましては、この法律に第二条の定義において掲げておりますような、相當広い範圍の産業にも適用されるのでございまして。ただ租税の特別措置に關しまする点においては、これは私も立案者といひましては、できるだけこれも広い範圍に適用をいたして行きたいと考えておりますが、それはやはり財

政取入との関連において妥協なる調節をはかつて行かなければならないと思ふのでございまして、この点も先ほど申し上げましたごとく、たとえば昭和二十七年において、国の財政上この限度しかできないが、次の年度、あるいはさらに次の年度等において、国の財政がさらにこれを許します場合に、おいては、できるだけ範囲を広げて行きたい、かように考えておるわけでございます。

○八百板委員 どうも何べん聞いてもはつきりしないから、いいかげんにいたしますが、それから十二条の企業の診断のことですが、これはどういうわけです、中小企業だけを対象としたのですか。

○石原説明員 第六章で中小企業の診断というのを設けておりますが、これは現在かような制度を設けておりますのは、中小企業だけでございまして、一応この法文はそれを取上げてたわけでございます。しからばどうして大企業にやらずに、中小企業だけやつて、大企業はそれ／＼相当の実力を持つておりました、内部に相当の技術者もおりますし、また外部にコンサルタント的な、そうしたものを職業としておる者もございまして、それ／＼政府あるいは地方公共団体等の援助なしにも、相当程度さようなことが自力でできるだろうと考えられますが、中小企業につきましては、御承知のような実情でございまして、とても自分の力だけでな／＼かようなことが実行できないだろう。また外部におりますこれらの計理士等につきまして、これに相当の報酬を払つて診断をしても

らうということもこれもな／＼期待できませんので、特に中小企業の対策としてかような診断制度を設けまして、地方公共団体を中心になりまして、無料で診断を行うという制度を現在とつております。それを法制化したということでありまして。

○八百板委員 大企業には実力があるが、中小企業にはないからということになります、従つて、ないだけに実質的なものを伴うような指導がされなければならぬと思ふのであります。この程度では、結局金のかからないことだけをやるということであつて、結果においてはややもすると、行政官庁の権限を出したような企業指導が行われる危険も伴わないとは言えないと思ひます。そんなふうな点をどういふふうに考え、さらにまたこの中小企業の十二条に定められた診断の実施上の効果というものを、どの程度に期待されておられるのであるか、この点お尋ねしたいと思ひます。

○中村(純)委員 中小企業の育成対策全般から考えますならば、本法律案にあげております診断、勧告ということよりも、もつと金融面における援助と申しますか、金融を円滑にできるだけしてやるといふことの方が、非常に大切な面ではないかと考えられるのでございまして。それらの面につきましても、これは私は政府当局でありまして、その意味で申し上げるのではありませんのでございまして、われ／＼通産関係の委員会といたしまして、これまでも十分にできるだけの努力を払つて参つております。前国会におきまして、商工中金法あるいは信用保険法等の改正を見ましたことも、やはりこの中小企

業の金融の円滑化のための有力なる方法として、私どももその法律の通過に努力をいたして参つたわけでありまして、本法律案に盛り込まれております診断、勧告ということも、これも企業者側からの申出に基いてやるのでございまして、決して天くりに押しつけるという趣旨ではございません。また今日までこの診断、勧告は相当に実行いたして参つておるのでございまして、その実績効果等も相当に上つておるのでございまして。それらの過去の実績等につきましても、もし御必要でありますれば、政府側から御答弁をさせたいと思ひます。

○松尾説明員 この制度自身は、御承知のように、二十三年の暮ごろから実施をいたして参つたのであります。診断の効果が上がるかどうかということ、は、企業診断の実施をする人の能力に非常に支配されるわけでありまして、これも、現在までの実績はどのくらい効果があつたかという点は、実際にその実施をいたしました各工場の実例によりまして、例示的に御説明を申し上げます。現在までの実施の状況では、二十三年の暮から実施以来、約七千工場が実施を受けておるのであります。この効果といたしましては、たとえば木製品関係の工場で、診断前と診断後の経営状態の比較をしてみますと、一人当りの生産高が、企業診断の実施以前において一万一千円であつたものが、診断実施後においては一万八千円というやうな数字になつて来ております。しかも資本の回転率等におきましても、診断前においては一〇六％という回転率でありましたものが、二〇五％という

ふうに、資本の回転率も上つて来ておるといふやうな例もありません。これは診断の効果の上り方は、業種、業態によつていろいろであるのであります。が、今申しましたのは、一木工工場における一つの例であります。

○八百板委員 よろしゅうございませう。

をひとつ重ねて提案者にお伺ひいたしたいと思ひます。

○小金委員長 次は深澤義守君。

○深澤委員 この法案を受取りましたときに、非常にりつぱな法案の名前であり、しかも提案者がそう／＼たる方が提案者となつておられますので、これはたいへんな法律であるというぐあいにはわれ／＼は感じたのであります。ところが内容を検討してみますと、先ほどから各委員によつて指摘されたように、大体は租税特別措置に該当するものではないかというところに相なつて参りまして、どうも間口の割合に與行きが非常に狭い法案であるというやうなことに、われ／＼は現在承知しておるわけでありまして。そこで先ほど提案者も御説明になりましたように、これは企業合理化の一段として行つたのだということをわれ／＼は聞いたのであります。が、どうもこの企業合理化促進法案という法案の名前と内容とが、均衡がとれていないじやないかというところは、だれしも考えるわけでありまして。この点につきましても、三宅委員からも、この修正の意思があるかどうかというやうなことを聞いたやうであります。が、どうも看板と内容とが一致しないという感じがわれ／＼は消すことができないのであります。これはむしろ重要産業租税特別措置何とかなというやうな名前にした方がいいのではないかと、いふぐあいに考えるのですが、この点

をひとつ重ねて提案者にお伺ひいたしたいと思ひます。

○中村(純)委員 たゞ／＼御同様なおしかりを受けるわけでありまして、先ほどお答えいたしましたように、私どもはあくまでもこのわが国の立憲れております企業の技術なり、機械設備等をできるだけ早い期間に国際的な水準にまで引きもどしたいという目標をもちまして、企業の合理化を促進する方法をいろいろと研究して参つたのでございまして。その間にいろいろな構想も出て参つたわけでありまして、結局お手元に差上げてあります。こと、この法律でも各種の内容を持つておるわけでございますが、租税に關する特別な措置を有力なる一つの手段として考えて参つたやうなことに相なつておるわけでございます。そういう立案の過程、また考え方をもちまして、本法律案を作成いたしましたわけでございます。

なおこれも先ほど申し上げておりますごとく、今後の経済情勢の変化に應じまして、必要な改正を加えて行くことにつきましては、これは毛頭やぶさかではないのでございまして。どうか將來のことはまたひとつその情勢に應じてまいりまして、御了承を得たいと思ふのでございまして。

○深澤委員 そこでこの法案の対象になつておる業種が、第二条に事業者と定めておられるやうなものであると、いふやうな定められておられます。水産業は含まれておるのであります。ところがわれわれ現在日本の産業において、一番近

代化が遅れておるのは農業ではないか
と思ひます。しかも農業は日本の基礎
産業でありまして、この近代化こそ
は、一番日本で今重要になつておる食
糧問題の解決に無視し得ないものであ
ると思ひます。この法案においては、
水産業までは行つておるが、農業とい
うものが全然無視されておるといふこ
とは、一体農業を企業と認めていない
のかという疑問すらわれ／＼は持つ
てございまして、この点はどうかで
あります。

○中村(純)委員 この二条に取上げて
おりますものは、この法律の中で事
業者という文句が出て参る箇所が数箇
所ございまして、その場合におきまし
る定義を第二條に掲げておるのでござ
いまして、法律の内容におきまして事
業者の出で参ります場合は、これら
のものは当然適用を受けるのでござ
いまして、この農業もむろんある意味
におきましては、國のきわめて重要な
産業であるのであります。そこでこ
の二條におきまして、農業をここに
固然と除いたのではございせん。の
で、今後の研究におきまして、その他
政令で定める事業というゆとりがまだ
ここにあるわけございまして、必要
があれば、それも考えなければならぬ
ことと思ひます。農業の問題
は、これはまた別の意味から申します
と、きわめて重要な問題でございま
して、私も農業については、もし
必要がありましますならば、この農業の
合理化といふことのための単独の法律
も考えなければならぬほどの重要な
問題であると考えておる次第でござ
います。

○深澤委員 農業を非常に重要視され
るような御答弁があつたのであります
が、しかし前の御答弁によりまして、
もし必要であるならば政令で定めると
いうぐあいによつておるのでありま
す。やはりこの法案制定の準備の中
においては、どうも農業関係はほとん
ど考えられていなかったのではないか
といふことがはつきりわれ／＼にはう
かがえるのであります。こういう点に
ついては十分の御考慮を願ひたい
と思ひます。

それから幾多の質問がありましたか
ら、私は簡単にいたしますが、第六條
の「重要産業に属する事業で政令で定
めるものを営む者」といふ、この政令
で定めるといふのは、どういふものを
政令で定めるのか、あらかじめす
てき定めておられるのであります
が、その点についてお伺ひしたい。

○中村(純)委員 この農業の点でもう
一言追加をいたしますが、この法律
は主として、いわゆる産業技術ある
いは機械設備の合理化といふことを目
標にいたして立案をいたしております
ので、先ほど申し上げましたごとく、
研究の上でさらに必要があれば追加を
いたしたいと思ひます。農業は、
農業につきましても、それ以外の面
において各種の重要な問題を包蔵して
おいておられますので、その他の重要
面におきましては、むしろこれは単
独法でもつくらねばならぬほどの問題
であると考えておるのでございませ
ん。さらにまたただいまの御質問の、第六
條におきまします政令で指定せられま
すものの内容いかんといふことでござ
います。これは先ほど来申し上げ
ておりますごとく、ただいま一口に

申し上げますれば、各産業所管庁と大
蔵省との間において検討中でござい
ますので、まだ結論的なことを申し上
げる段階に達してないものでござい
ますが、ここに通産省の政府当局も
おりますので、通産省としてはたと
えばどういふことを考えておるかとい
ふようなことであります。あるいは
御答弁申し上げることができるとも
思ひます。

○石原説明員 ただいま中村委員から
お話がありましたように、大蔵省と
打合せまして、大蔵省の方としてはほ
かの官庁の事業もございまして、ま
だまづたく結論を得ておりません
ので、さういふ意味で通産省の希望とい
う程度にお聞き取りを願ひ以外にない
のでございまして、例示として申し上げ
ますれば、先ほど来お話の出でござ
います鉄鋼、石炭のほか、同じ地下資
源で金属鉱業というやうなものも同
じやうな考え方であられるといふ
に思つております。それから同じ地下
資源で、金属鉱業以外にも、たとえば
硫化鉄でありますとか、さういふ鉱物
がございまして、かような地下資源で
重要なもの、それから非鉄金属のう
ち、あるいは化学関係でも、やはり
われ／＼といはしましては基礎的な化
学原料になるというやうなことで、た
とえばソーダ工業であるとか、ある
いはカーバイドの工業であるとか、さ
うなものは、工作機械でありますとか、
あるいはこれに準ずるやうな意味で、
ペーピングでありますとか、さうな
ものの、各業種につきまします基礎
的なものを拾つてこの対象に取入
れて行きたいといふふうに考えて
おります。

○深澤委員 それから試験研究の対
象が、個々の機械になるのか、ある
いは試験工場自体が対象になるのか
といふことが問題であります。これは
松下の社長なんかは、日本の産業
施設の上において試験工場といふ
ものを持つべきであるといふやうな
ことで、松下電器等においてはさう
いふものがあるやに聞いております
が、さういふ工場全体をひつくる
めてその対象にするのか、それとも
個々の機械を対象にするのか、その
点はどうかであります。

○石原説明員 原則として、いろ／＼
個々の試験のために専用される機
械といふことを考えておりますが、
試験をいたします場合に、専用の建
物の他の構造物があるといふ場合
がございまして、それらはあわせて
考えたいといふふうに考えてござ
います。

○深澤委員 それから研究者といふ
ことになりまして、これは個人の場合
でも、あるいは法人の場合でも対
象になるのでしょうか。

○石原説明員 お話のように、個人
でも、法人でも、両方含むといふ
ものであります。

○深澤委員 それから固定資産税の
関係であります。地方税法によつて、
第六條の規定を適用するといふこと
であります。六條の一項によります
と免税になる、二項によりますと不
均一課税といふことになるのであり
ます。その結果として、総額として
は、さつき十億ないし十五億といふ
ことがあつたわけですが、この固定
資産税に關する限りにおいては、ど
のくらの減税措置を見込まれてお
りますか。

○石原説明員 この点は、先ほど来
國税の方として十億ないし十五億
といふお話がございまして、それ
に對應するやうな五條及び七條の
固定資産税の計算をいたしております
が、これもまだ實は的確に出ており
ません。ことに五條、七條につきま
しては、法案にありますが、一應
地方税法六條の適用があるものであ
るやに聞いております。地方といた
しましては、ただちに免税なり、不
均一課税をしなければならぬとい
ふ義務を生ずるわけございせん
ので、地方自治団体の判断で、そ
れに該當するものとして免税なり
軽減ができるといふことをうたつ
ただけでございまして、はたして
これに該當する設備がある程度あ
りまして、各地方がおのその財政
状況によりましてどこまでその
やうな措置を具體的にとるかとい
ふことは、まづたく各地方自治
団体の自由の判断、従ひまして各
地方自治団体が、この六條の規定
によりましてどの程度減税をする
か、まづたく見当がつきませんが、
われ／＼の「一應」の、ごくざつと
した考えでは、これは一年間に一
億にも達しない程度ではなから
うかといふふうに推定をいたして
おります。

○深澤委員 固定資産税の場合にお
きましては、これは地方公共団
体の認定によつて、減税あるいは
免税ができるのか、あるいは事業
者の申請によつてやるのか、その
点がどうも明確でないやうであ
ります。これはどういふことにな
りますか。

○石原説明員 これは地方税法の六
條の運用の問題になります。地方
自治団体の認定で、地方自治
団体の認定で、地方自治団体として
かようなもので減税をすべきだ
といふ御

意見であれば、その認定でできるといふふうに考えております。

○深澤委員 そうすると、国税の方においては、そういう減免の措置、あるいは償却の措置ができた。しかし地方公共団体の方では、その認定しなかつたという場合には、それは事業者の申請があつても減免はできない、こういうことになると思うのですが、その点はどうですか。

○石原説明員 この規定は、地方税法六条の減免をすべき場合には該当する。しかし該当しても、地方税法六条では減免できないということで、するかしないかは、これは地方自治団体の自由でございまして、従つてそこは地方自治団体の意思いかんにかかわる。たとい企業がこの適用をしてもいいという希望を申し出しても、これは適用しないという場合が当然あるというふうに考えております。

○深澤委員 第十四条に立入検査が認められております。これを拒んだ者は、十五条あるいは十六条によつて罰則の適用を受けることになつておるものでありますが、現在の政府は企業の自由を尊重しているわけですが、結局企業の自由の中には、お互い競争がありまうから、企業々々によつて秘密がある。特に試験研究のごときは、そういう秘密性を保持することは、競争場裡においては非常に重大な問題であると考えて、それに対して立入検査権を認めて、いかなることにでも立入ることができるといふことになりまうと、企業の自由の侵犯ではないかと考える。この点は非常に重要な問題になると思うのでありますが、この点を提案者は相当研究されておられますか。その経過並びに御見解を承りたいと思ひます。

○中村(純)委員 企業の自由を尊重いたしますことは、私どももいたしましては、最も重点を置いて考えていることでございまして、この法律の適用を受ける結果、各個の企業におきましていかなる恩恵を受けることになるわけでありまして、従ひまして、この法律を適正に、かつ円滑に運用して行きますためには、場合によりましては、この種の調査あるいは検査をする必要が出て参る場合があるもので、さうな場合におきまして、かようなことができないことを規定いたしておるのでございまして、これを濫用して、企業の自由を破壊するといふような趣旨では毛頭ないものでございまして、この運用につきましては、政府といたしまして十分法律の趣旨を尊重してやることと信じておる次第でございまして。

○深澤委員 法律制定のときには、非常に善意に法律は制定されるのであります。しかしその実施の場合におきましては、非常に被害を受けるものが多くなることは、これはもう過去の幾多の事例があるわけでありまして、特にこの法案におきましては、第十四条の三項に、立入検査は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない云々といふことが、すでに法律制定のときにおいて危惧があるわけですが、そういうようなことから推して、今までの幾多の過去の法律の運用の事例から申しまして、そういう危険が相当起つて来る可能性があると私は思う。そういうことになつて来れば、結局企業の自由に対する一つの脅威であると思ひます。どうもそういう

ことによつて試験研究といふものが減税、あるいは減価償却等の恩恵を受けるために、その企業自体の重大な、他に漏らしてはならないようなことが漏れてしまふといふようなことによつて、重大な被害を受ける結果になることが非常に心配されるのであります。この点はひとつ通産当局からも特に答弁をさせていただきたいと思う。

○石原説明員 この十四条の制定の趣旨につきましては、先ほど中村委員からお話があった通りでございまして、その秘密がこのような立入検査の結果漏れはしないかといふような御危惧もあられるのでございまして、通産当局といたしましては、先ほど中村委員からお話をいたしましたように、この十四条の適用いたした場合には、この法律の適正かつ円滑な運用をはかりましたために、ぜひ必要な場合だけということと、御心配のようないことが起りませんように、十分に注意して運用して参りたいと思つております。

○高田(富)委員 ただいまのお答えで明らかにいたしました、重要産業は鉄、石炭、その他の地下資源、その他の何種類かの各業種の基礎的なものと、いうことがありましたので、通産省の専門の方にお伺いしたいと思ひます。例をあげて説明していただきたいのですが、現在たとえば探鉱あるいは選鉱等の基礎的な設備が、わが国の現在のものが非常に時代遅れであつて、当面可能性のある先進国にならなかつた設備等を入れるとすれば、こういうものがあつてこれにかえられるのだという、何かこの法案を出すにあつて基礎となつておる、非常に急速に近代化を要すると書いてありますが、急速に近代化を要すると思はれる重要産業の基礎的な施設について、例をあげて簡単に御説明をお願いしたいと思います。

○石原説明員 どうもただいまの御質問は、私専門家ではありませんので、はなはだ不十分かと思ひますが、もしさらに御質問がございすれば工業技術庁から来ておりますから、さらにもう一ぺん申し上げたいと思ひます。今の探鉱関係は私よく存じませんが、たとえば鉄で申しますと、これはアメリカで現在鉄の価格を見ますと、八十ドル前後というものが日本で標準にしている。極鋼の値段であります。薄板にしましては各鉄の品種によりましてはほとんど差がないわけですが、八十ドル前後で極鋼もできますが、日本におきましては、極鋼が百三十五ドル前後しております。それが薄板になりますと二百ドルをはるかに突破するという現況でございまして、これは御承知のように、アメリカには連続の圧延の設備ができておりまして、非常に能率的に大量に生産ができますので、ほとんど棒鋼をひくと同じに薄板ができるという状態であります。今鉄あたりで考えておりますと連続圧延のストリップ・ミルが入つて、それを運転することになります。少くとも品種間のそうした大きな差は、これで消えてなくなつて、同じようなペースで薄板も棒鋼もできるといふふうになり大抵な思ひます。さういふのは一つの例でございまして、その他の他は、一応機械と地

では、現在の租税特別措置法で五割増しの償却を認めておりますが、それらに載つております機械はおおむねさうな、今後日本として近代化するという観点からいたしまして、設備を更新しなければならぬ種類を並べております。これは機械の數にいたしまして相当の數になります。業種別に大蔵省告示によつて例が出ておりますが、それらを今度も一応対象にいたしたいといふふうに考えております。

○高田(富)委員 そういふふうな例が他にもたくさんあるかと思ひますが、そうしますと、そういうふうな急速に近代化を要するもの／＼なものを、今までこの法案の出る／＼なものを、ほとんどそういうものが当然使はるべくして使はれないで現状に至つておるのか、それとも何らかの方法で業界の独自の努力とか政府の／＼の施策によつてある程度まで進んでおるのか、あるいは何らかの障害にぶつかつておるという段階にあるのであります。その点伺いたいと思ひます。

○石原説明員 先ほど鉄の例で申しましたように、ストリップ・ミルはこの措置ができます前にすでに鉄の各社で同じような、さういふ計画をもちまして、輸入機械につきましては、すでに昨年あるいは本年に入りまして外注をいたしております。それから中に一部ストリップではございせんが、たとえば電線管のパイプをつくる非常に新しい機械がございまして、これはすでに二、三社入つて稼働をいたしております。さういふに各産業によりましてその進捗程度は必ずしも一律ではございせんし、またそれらの機械が日本内地で十分に稼働しておるという状況に

至つておりませんで、相当各料とも計画をして進行しておりますが、ただいろいろ資金的な問題もございまして、各社が希望するほど現状においてはまだ促進がされていらないと思ひますので、かような法律でそういうようなものの促進をはかりたいというのが本法の趣旨でございます。

○高田(憲)委員 部分的にちよつと改良するくらいならいいでありまして、うが、相当設備そのものをかえなければならぬ、設備そのものはもう旧式であるというのが今例にあげられたのですが、そうなりますと、これをかえるには設備資金等も必要であつて、おそらく設備資金等は一度に相当多量のもの企業に融通することは不可能な現在の状態であつて、これが可能なものを不可能ならしめておる最大の隘路ではないかというふうに考えるわけですから、そうしますと、ここで入れてしまつたものについて租税を幾らか軽減するといふようなことについては、入れてしまつてあるのはけつこうなのであつて、問題は今後新式の設備にとりかえるのにいかにするか、いかにしたら近代化的な設備に産業の基礎的なものをかえ得るかということが企業合理化の根本でなければならぬ。入れてしまつたものに対して幾らか租税を軽減するといふようなことは、おそらくこの問題の促進には役に立たぬと思ふ。それらの企業で若干機械を入れたところでも、もうけが多くなる、資本蓄積が幾らか助かるということだろうと思ふ。そういう新式の設備が入つたからといつて、そこで資本の蓄積が幾分か多量にできたというのでは、何ら企業の合理化になつたといふことは言えないと思ふ。

思ふ。それらの余分にもうかつたものがどう使われておるかという、経理の内容まで国家がやつておるなら別でありますが、個々の企業が多少ゆとりができたといふことと、企業の合理化とは別個の観点から見らるべき現象でありまして、非常にこれはおかしいと思ひます。従つてもしもこういうふうな措置で入れた固定設備については、幾らか税金が軽減されるということのために、今後そういう新式設備がどん／＼入つて来るといふ具体的な業界の要望——どうすれば入るのだ、今障害になつておるのはこの租税問題だといふふうな声、声ばかりでなく、実際客観的に見て、提案者並びに当局が見て、この障害を取除くことによつて、そうした新式設備の急速な近代化がされて行くといふ見通しがありまして、その根拠をひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○石原説明員 ただいまお話がございましたように、日本の産業の設備を近代化したためには相当多数の機械の更新と申しますか、新しく入れなければならぬといふことはその通りでございます。そのために非常に多額の所要資金のいることもまた御指摘の通りでございます。それを促進いたします方法といたしましては、まず第一に、それらの機械設備を取得いたしますことが先決問題でありますので、それらの一つの方法としては金融の問題がございまして、これは現在でもいろいろ市中金融もございまして、開業銀行等を通じてその資金をさような面につき込み得るようになつておるわけでございます。また一面企業内部の蓄積をできるだけ増加するといふことも

また必要だろつと思ひますので、それらの自己資本の蓄積といふことをはかります一つの方法として、今回提案しておりますような短期償却といふような制度を設けたわけであります。もちろんこれだけでは企業が所要いたしました膨大な所要量に足りないことはもとよりでございます。外部からあるいは増資その他の方法、その他金融的な措置によりまして、所要の資金を調達しなければならぬことは当然でございますが、些少なりとも内部蓄積を保留して行けば、それが膨大な資金量の一部になることも当然考えられると思ひます。なるほど入りましてから償却は始まりますので、その機械が入る前に内部蓄積ができないという点は御指摘の通りでございますが、今その中で合理化の計画を考えておりますのは、少し大きいものは大体三年ぐらいの計画をやつております。これは一つには資金の量が非常に大きいといふことにも関連いたします。従ひまして設備の近代化をいたします場合も、順次いろいろな機械を入れております。かようなことによりまして社内に蓄積されたものが次の合理化の設備の資金にまわるということは十分考えられると思ひますので、かような面といたしましては相当の効果があつて、かように考へておるわけでありまして。

○大上委員 時間がおそろになりましたので、簡単に二、三お尋ねします。まず第一に八百板委員から企業合理化促進という企業の熟語について相当お話をあつたが、私も実はこれについて疑義を持つておるのです。そこでまず第一に聞きたいのは、この法案を一条から一つと見せていただいております

と、随所に省令という言葉が使われております。まず第三条に使つており、第八條、第十條にも使つておる。政令という言葉は第二條、第六條に使つておる。このように、われ／＼が一条から十六條までの法案を見ますと、なるほど窓口はきれいですが、実際の運用が省令または政令によつて、われ／＼が存知しない点が多々あるように思ふのです。そこで提案者にお尋ねしたいのは、省令または政令等はどういう方向で、どういうふうな内容でお流しになるのか。なお深く言うならば、この間においては通牒というふうなやや法律に似たようなものまで出て来る。そのうちとちよつと角度が薄う場合が多々あるように思ふのです。そこでこの政令または省令の概括的な内容を承りたいと思ひます。

○中村(純)委員 御指摘のように、法律の中に政令もしくは省令にゆだねた部分があるのをごいしますが、その中で先ほど来皆さん方の御質問において最も中心的なお尋ねでありましたものは、第六條の内容であります。政令で定めらるる事業の内容は、これにつきましてはたび／＼お答えを申し上げてお申上げられませんか。また確定的なことは申上げられませんか。主として関係をお願いしております通産省側として、どういふものをこの政令の内容として、どういふものかといふことにつきましては、数個の事例をもつてお答えを申し上げたのでございまして、それが一番御関心の点だろつと思ふのでございしますが、その他の場所に出て参ります政令あるいは省令をもつて定め

るといたしておりますことは、大体において事務的な、判断の基準なりあるいは手続なりに関するものでございまして、それらの点についても御必要でございますれば、政府側から、わかつております限りお答えをしたいと思ひます。

○石原説明員 それでは今考えておりますことを一応御説明申し上げて御了解を得たいと思ひます。政令で定めらるるものは、第二條にございまして事業のうち、その他政令で定める事業とございまして、これが一箇所ございまして、今研究をいたしておりますが、現在のところ二条としてはすぐに追加をする必要はないのではないかと、このことを今御答弁する段階までに至つておられません。その次の第六條でございまして、これは先ほど来いろいろお話がございまして通りで、まだ確定的なことは御答弁できないのでございまして、第四條に政令がございまして、これではだめな事項につきましては、これの対象となりまして機械設備等の範囲について、ここできめることに相なると思ひます。これらはどういふ内容にいたしますかは、今後大蔵省とまだ御相談いたしますので、通産省限りで考えておりますことの範囲内とひとつお聞き取りをお願いいたします。一応はこれの対象になる機械設備等につきましては、機械試験研究のために専用される機械装置に限る、これが一点でございます。二番目は、試験研究に不可欠な車両でありますとか、運搬具であるとか、工具であるとか、そのようなもの、三番目は試験研究を行うために建造される建築物として、試験研

究以外の用途に供することができないような性質のもの、大体それらのものに限定するという趣旨と申しますか、その対象となる機械設備等についてはかようなものだという内容を政令で一応書く予定にいたしております。なおそのほかは、その申請の手続を書くだけでございまして、政令は以上の三点でございします。

省令の方につきましては、これもまだ大蔵省その他の関係省との打合せが済んでおりませんが、一つは三条に補助金の交付の規定がございします。これに關する規定を数箇条手続的な規定をつくる必要があると思つて、それを考へております。その内容をよくあらまし申しますと、一つは補助金の交付の対象になるものを書く。これは現在でもやつておりました、対象となりうるのは、次に掲げるものであるという規定を置くわけでございします。それは設備及び装置の新設、増設、改造、修理に要する支出であり、すとか、機械器具の改造、製造、すえつけ等に要する支出、前各号に掲げるもののほか、特に主務大臣が必要と認めた支出、さうな規定を設けます。その次は、補助金の交付の民間側が出します申請書、その手続様式等を決定したいと思ひます。その次には補助金の額を決定いたしました場合に、それらの役所としてその者に文書の手続をするという手続規程、それから補助金の使用の制限、受けました補助金につきましては、その申請の目的以外には供してはならない。それに關連いたします事項、かようなものを備える。それから事故のありました場合の報告、試験研究が完了いたし

ました場合の報告というやうな事務の、さうした手続規程を主として、以上申し上げましたやうな点について規定を設けるつもりでございします。なお第八條の關係につきましても、同じやうな、主として手続關係の規定を書いて行くという程度で、実体に触れる点とはとんだいと思ひます。

○大上委員 いろいろ御説明を承つたのでありますが、そこで一貫してわれわれ聞き取れたものは、第六條の規定においてさうであるやうに、まだ各省が話し合ひがついてないというやうなことを提案者、政府当局からも承つたのです。そこでまず税が大体国税面においては十億または十五億程度だといふお話が提案者の方からあつた、あれはこれの關係の主税局の方からあつた、さういふ場合には、第六條の規定が適用できるのか、できないのか、その点をまず提案者にお尋ねしたいと思ひます。これが一点。

その次に、たとえばこの第一條の、これは法制上の字句のテクニクといふことは、たび／＼申し上げてゐるのですけれども、さういふ第一條の目的から見る場合に、税の面においては、そのものは第二條の規定には入れない。いわゆる事業者とは呼ばない。たとえばここに一例を出してみますと、船舶がある、これは設備資金あるいはこの第六條の規定によりまして、相当高額になるところの減収になるわけですね。大体私の概算した数字によりますと、これに適用すると、大体二十七、八億といふやうな、また見方によれば三十億を突破するやうにも思われます。そこで法案の主流とし、根幹

としては、まず税の面で大体ある程度の金額のものであるならば承認をする。それから非常に龐大なるものであるならば、これは承認ができません。この法案の趣意に添ふやうな二つの見方はどちらをおとりになつておるか、この二点をまず提案者に承りたいと思ひます。

○中村(純)委員 今船舶の例をあげてのお尋ねでございしましたが、第二條といたしましては造船業は工業の中に入ります。また船を動かす方は運輸業の方に入ると思ふのでありますが、第六條の關係といたしましては、この法律案の趣旨といたしましては重要な基礎的な産業と考えられるものは、これはすべて包含をいたして行きたいと考へるものでございしますけれども、一面におきまして國の財政面との関連もございします。その辺のところはひとりで適當な線で現実の問題として調整点を発見して行かなければならぬものと思ひます。そのどこに調整点を求めるかといふ具體的内容につきましても、ただいま各産業所管庁と大蔵省との間に交渉が行われておる段階であるのでございします。私もさういふことは、先ほど来申し上げておりましたことは、國の財政事情の許す限り重要な基礎的な産業はすべてこれが一ぺんにできなくとも、おい／＼であるつても、なるべく早く包含をさせて行きたい、かように考へておる次第でございします。

○大上委員 國の財政面といひますか、予算の面、歳入歳出のバランスから見ると提案の理由がよくわかるのです。またこれをどの程度に調整して行くか目下各省間で審議中であるといふ

ことも了承できるのであります。だがたび／＼聞くやうに、十億または十五億程度の租税的な措置でビリオドを打つのか、あるいは財政面で許すという言葉がありましたが、さうなればどの程度で調整なさるのか、その金額は提案者はおわかりだらうと思ひますが、その大体の金額を承りたいと思ひます。もちろんこの十億または十五億にはいろいろの産業が入つておると思ひます。だからこれ以上におい／＼してよいのか悪いのか、さしむぎどの程度で調整なさるのか、それをお尋ねしたいと思ひます。そうすれば當然第二條の規定の事業者の各業種もわれ／＼は法案の審議過程において十分のみ込めるだらうと思ひます。

○中村(純)委員 十億ないし十五億といふことは、二十七年の問題としてただいま一つの線が浮かび上つて来ておるものと考へるものでございしますが、もとより二十六年度といひましては、もとより二十七年の予算案がまだ未決定の状態にありますが、その予算全体の構成が、さらに研究が進められました結果、もう少し財政負担が考えられるといふことであります。これは私もさういふことは多々あります。併せてさういふのでございします。二十八年度以降といひましては、さらにまたそのときの財政事情に依りまして、できる限りの幅を吸収して行きたい、私もさういふ考へておる次第でございします。

○大上委員 そこでさらにお尋ねいたしますが、今申しました二十七年の予算案ですら、現在まだ歳入歳出諸項目において結論が出ていない。しかしこ

れが出ればという言葉がありました。が、この法案はいわゆる年度の予算とにらみ合せなければいけないが、大体法案を通過せしめるに於いては、年度の三月の最終日ならば予算の計数も大体出て来るけれども、通常国会が十日から始まつてすぐ採決なさるとすれば、問題を後に残して行かなければならぬ。だから提案者としてはいつ委員会が採決なさつて、本会議に持つて行くのか、提案者が議員であるだけに、まずそれをお伺いしたいと思ひます。

○中村(純)委員 二十七年の予算が国会の協賛を経ますのは、相当先になることと思ひます。ございします。が、予算の輪郭と申しますか、概要は遠からぬうちに決定を見るのではないかと考へるものでございします。のみならず予算面ばかりでなく、その他の面におきましてもいろいろと準備して行かなければならぬ。事柄もありまして、提案者といひましては、この法律案は一日も早く御審議をお願いしたい、かように考へておる次第でございします。

○大上委員 非常にしつこく恐れ入るのでありますが、もう一つお尋ねいたします。なるほど提案者の趣旨はよく了解したのですが、第三條で深澤委員からの関連質問がありまして、大体予算の範囲内で補助金が幾らかといふことをつづ込まれたのに対して、概算九億円とおつしやつた。しかるに予算上から見、あるいは財政面から見、十五億または二十億、合せまして、二十四億または三十億と仮定してもいいでしょう。ところが十五億と九億円です。二十四億、またはこ

回はきめてみようとか、十五億の線できめてみようとか、いわばそちらの御都合主義できまることになつてしまふ。国会は一口もものを言えない、こういう形になるのでありますが、政令の案は、それを確定される前に国会側に何らかの方法でお示しになるのかどうか、端的に申せばこういうことなのです。

○小金委員長 小山君に申し上げますが、それは私から御返事いたします。お説はまことにごもつともであるので、この法律の施行については、大蔵省並びに各関係省に対しては、政令または省令の内容を閉会中といえども提示を求める予定でございます。

○小山委員 それならばよろしいです。

○小金委員長 それでは本日の質疑はこの程度にいたしまして、散会いたします。明日は午前十時より連合審査会を引續き開会いたします。

午後四時十七分散会

昭和二十六年十二月十八日印刷

昭和二十六年十二月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所